

事業主、人事労務担当者の皆様へ

労務管理セミナー

～ハラスメント対策・女性活躍推進法・同一労働同一賃金の改正について～

主催：大阪労働局、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

日程

2026年6月24日(水)
14:00～16:00

参加
無料

主な内容

ハラスメント対策の改正概要（すべての企業が対象）

本年10月から、カスタマーハラスメント（カスハラ）対策、求職者等へのセクシュアルハラスメント対策が義務化します。
カスハラ独自の対策もあるため措置内容について説明します。

パートタイム労働者等の雇用管理の改善

雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保することを目指す「同一労働同一賃金」の基本と労働基準法のポイントについて説明します。パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善に役立ちます。

女性活躍推進法の改正概要

本年4月から「女性の活躍に関する情報の公表」として、「男女間の賃金差異」及び「女性管理職比率」を公表することが義務となりました。（従業員数101人以上の企業が対象）。
公表期限に間に合うよう、改正内容について説明します。

定員・会場

《ZOOM参加》500名

《会場参加》30名

会場：大阪府社会保険労務士会館3階会議室
(大阪市北区天満2-1-30)

■地下鉄谷町線「天満橋駅」2番出口

※定員になり次第締め切ります

申込方法

ZOOM参加希望の方

下記URLの参加申込フォームからお申込みください。



<https://form.run/@hatarakikata-osaka-CoSSWo62ILC0iuljXQpg>

アクセス



会場参加希望の方

下記URLの参加申込フォームからお申込みください。



<https://form.run/@hatarakikata-osaka-GndoWlGkKhVn9RW8rT49>

●セミナー申込に関するお問い合わせ

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター事務局
TEL：06-4792-8205
E-mail：osaka3@workstylereform.net
平日 午前9時～午後5時まで

●セミナーの内容に関するお問い合わせ

【ハラスメント対策・同一労働同一賃金・女性活躍推進法に関する相談窓口】
大阪労働局雇用環境・均等部 指導課
TEL：06-6941-8940
平日 午前8時30分～午後5時15分まで